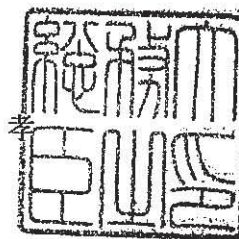




総政企第98号
平成25年5月17日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
新藤 義孝



諮問第52号
農林業センサスの変更について（諮問）

標記について、農林水産大臣から平成25年5月2日付け25統計第120号により別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「農林業センサス」の平成 27 年調査（以下「2015 年センサス」という。）の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から申請のあった調査計画内容の変更を承認すること。

－変更の概要－

次の 3 種類の調査票により実施されている本調査について、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法、報告を求める期間等調査計画の内容を変更するもの。

農林業センサスの調査票の概要

| 調査票 | 調査内容 | 調査方法 | 報告者数 |
|---------------------|--|---------------------------|-----------------------|
| 農林業経営体調査票 | 世帯の状況、経営耕地・保有山林面積、農業労働力、農畜産物の生産状況、家畜の飼養状況、農林産物の販売、農林業作業の受委託の状況 等 | 調査員調査 (自計方式) | 約 173 万農林業経営体 |
| 農山村地域調査票 (市区町村用) | 総土地面積、森林・林野面積 等 | 郵送調査 オンライン調査 (自計方式) | 約 1,900 市区町村 (注 1) |
| 農山村地域調査票 (農業集落用) | 農業集落の概況、農業集落内での活動状況、農業集落の立地条件 等 | 調査員調査 (自計方式) | 約 14 万集落 |

(注 1) 東京都特別区を含む。また、政令指定都市については各行政区を調査対象とする。

(1) 農林業経営体調査票を OCR 対応調査票に変更する。

【説明】既に OCR（光学式文字読取装置）対応調査票となっている農山村地域調査票（市区町村用）及び農山村地域調査票（農業集落用）に加え、新たに農林業経営体調査票についても、パンチ入力で調査結果のデータ入力を行っていた方法を改め、光学式文字読取装置による自動入力で、入力作業の負担軽減等を図るため、OCR 対応調査票とするもの。

(2) 調査事項について、以下のとおり、設問・項目の追加・変更とともに、必要性が低下した設問の削除を行う。

ア 農林業経営体調査票に関し、以下のとおり、農林業に関する実態把握の充実を図る観点から、6 次産業化（注 2）に関連する農業経営の特徴や林業作業の受委託の状況等を把握するため項目等の追加等を行うとともに、東日本大震災を踏まえ、激甚災害（注 3）の指定の際の基準となる農業所得推定額の推計精度の向上等の観点から、品目別の作付面積を把握するため項目の変更（作付面積の把握区分の細分化）を行う。

（注 2） 6 次産業化とは、農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第 2 次・第 3 次産業の融合等によ

り、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促すものである。
 (注3) 激甚災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定されている「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害」を指す。

| 変更内容 | 変更後 | 現行 |
|--------------------------|--|---|
| 農業経営の雇用に係る調査項目の追加 | 過去1年間に農業経営のために常雇いした人（あらかじめ年間7か月以上の契約で雇った人）について <ul style="list-style-type: none"> 男女別の実人数及び従事日数の合計 上記のうち、「15～24歳」、「25～44歳」、「45～64歳」、「65歳以上」別の男女別実人数 | 過去1年間に農業経営のために常雇い（あらかじめ年間7か月以上の契約で雇った人）した人について <ul style="list-style-type: none"> 男女別の実人数及び従事日数の合計 |
| 販売を目的とした農産物の生産に係る調査項目の変更 | 工芸農作物、野菜類、果樹類の作物について <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間に販売目的で作付け（栽培）した作物の個別品目名及び個別品目ごとの延べ面積 | 工芸農作物、野菜類、果樹類の作物について <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間に販売目的で作付け（栽培）した作物別の全体の延べ面積 販売目的で作付け（栽培）した作物の個別品目名 |
| 農業経営の特徴に係る設問の追加 | <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の農業生産に関連した売上合計金額 上記売上合計金額に占める農産物の加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン、海外への輸出など関連事業ごとの割合 | (追加) |
| 林業作業に係る調査項目の追加 | <ul style="list-style-type: none"> 保有山林のうち、期間を定めて一連の作業（管理を含む）を一括して他にまかせている山林面積 保有山林以外で、期間を定めて一連の作業（管理を含む）を一括して他にまかされている山林面積 | (追加) |

イ 農山村地域調査票（市区町村用）に関し、以下のとおり、一般統計調査（6次産業化総合調査）で把握することとしている産地直売所に関する調査項目を削除する。

| 変更内容 | 変更後 | 現行 |
|-----------------------|------|--|
| 地域資源を活用した施設に係る調査項目の削除 | (削除) | 市区町村内にある産地直売所 <ul style="list-style-type: none"> 運営主体別（地方公共団体、第3セクター、農業協同組合、その他）の産地直売所の数 |

ウ 農山村地域調査票（農業集落用）に関し、以下のとおり、農山村の実態把握の充実を図る観点から、農業集落の立地条件や農業集落内の活動状況をより詳細に把握するため、設問の追加を行う。

| 変更内容 | 変更後 | 現行 |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 立地条件等に係る調査項目の追加 | 農業集落の中心地から最も近いDID（人口集中地区）の中心地に | 農業集落の中心地から最も近いDID（人口集中地区）の中心地ま |

| | | |
|----------------------------|---|--|
| | <p>ある施設及び生活関連施設までの所要時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落の中心地から最も近い DID の中心地にある施設名 ・最寄りの生活関連施設（市区町村役場、農協、警察・交番、病院・診療所等） ・上記施設までの所要時間（15分未満、15～30分未満、30分～1時間未満、1時間～1時間30分未満、1時間30分以上から選択） | <p>での所要時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落の中心地から最も近い DID の中心地にある施設名 ・上記施設までの所要時間（15分未満、15～30分未満、30分～1時間未満、1時間～1時間30分未満、1時間30分以上から選択） |
| <p>活性化のための活動状況に係る設問の追加</p> | <p>農業集落の住民が主体となった以下の各種活動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な祭り・文化・芸能の保存 ・各種イベントの開催 ・高齢者等への福祉活動 ・環境美化・自然環境の保全 ・グリーン・ツーリズムの取組 ・6次産業化への取組 ・定住を推進する取組 ・再生可能エネルギーの取組 | <p>(追加)</p> |

- (3) 調査方法について、農林業経営体調査票を用いる調査（以下「農林業経営体調査」という。）において、従来の調査員調査に加え、インターネットを利用した調査票の回収方式（オンライン調査）を試験的に導入する。

【説明】 前回の 2010 年世界農林業センサスに係る統計委員会の答申「諮問第 12 号の答申 2010 年世界農林業センサスの計画について」（平成 21 年 1 月 19 日付け府統委第 6 号。以下「前回答申」という。）を踏まえ、農林業経営体調査において、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を可能とすることを目的として、オンライン調査を導入することとしている。

2015 年センサスにおいては、オンライン調査を導入した場合の効果や実査の負担等について検証するため、全国農業地域^(注4) 別におおむね 1～2 市町村程度（全国で 10～20 市町村程度）を抽出し、当該市町村の全ての農林業経営体（家族経営体及び組織経営体）約 1～2 万経営体を対象として、試験的にオンライン調査を実施するもの。

（注 4）全国農業地域とは、北海道、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄を指す。

- (4) 調査の実施時期等に関し、次の変更を行う。

ア 農林業経営体調査について、豪雪地域等の実査困難地域における統計調査員の安全確保を図る観点から、調査票の配布開始時期を 1 か月早め、1 月 15 日から前年の 12 月 15 日に変更する。なお、調査票の回収期限については、従前どおり、2 月末日とする。

イ 農山村地域調査票（農業集落用）を用いる調査について、統計調査員の確保を

図る観点から、従来は農林業経営体調査と同一であった実施時期を変更し、調査票の配布開始時期を1月15日から4月1日に、また、回収期限を2月末日から6月末日とする。なお、農山村地域調査票（市区町村用）を用いる調査についても同様とする。

- (5) その他、調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等の必要な改善を行う。また、2015年センサスの準備・実査を行う平成26年度は、経済センサス-基礎調査、全国消費実態調査（いずれも基幹統計調査）等の大規模な周期調査の実施が予定されていることを踏まえ、実査を担当する都道府県・市区町村における業務負担を軽減するとともに、準備・実査に要する十分な期間を確保するため、従来よりも調査準備スケジュールの早期化（約6か月程度）を図ることとする。

2 現行の農林業センサスの概要

農林業センサスは、農林水産省が実施する基幹統計調査であり、旧統計法（昭和22年法律第18号）下では同法第2条の規定に基づく指定統計（指定統計第26号）を作成するための調査として実施された。昭和25年の第1回以来5年周期で行われており、2015年センサスは14回目に当たる。

本調査の目的は、我が国の農林業・農山村の実態を明らかにし、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業の推進に必要な資料を得るとともに、農林水産省が実施する各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報を整備することである。

農林水産省は、調査結果について、他の基幹統計調査（農業経営統計調査等）や一般統計調査（農業構造動態統計調査等）の母集団情報としての利用のほか、地方交付税や各種交付金の算定、中山間地域等直接支払制度の対象地域等の基準策定、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）及び森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づく森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）に基づく各種施策の検討に当たっての基礎資料として幅広く利用していると説明している。

3 特記事項

- (1) 前回答申において、①農林業経営体調査について、オンライン調査の併用を可能とすることを検討すること、②同じ法人形態の農林業経営体であっても、株式会社等の会社形態のものと家族経営のものとは、その構造に差異があることを考慮しながら、農林業経営体調査の設計について、農業経営体の形態に応じて、調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討すること、③今後、社会的なインフラなど、農業集落としての集落機能を維持する上で有用な情報を利用するため、国勢調査（基幹統計調査）の調査区情報を活用できるよう検討することが求められている。

これを受け、農林水産省において検討を行った結果については、以下のとおりであるとしている。

ア 農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用の検討について

前述1(3)のとおり、農林業経営体調査について、2015年センサスは、従来の調査員調査に加え、全国農業地域別におおむね1～2市町村程度（全国で10～20市町村程度）を選定し、当該市町村の全ての農林業経営体（家族経営体及び組織経営体）約1～2万経営体を対象としてオンライン調査を試験的に導入することとしている。

農林水産省は、今回の試験的導入により、オンライン調査を実施した市町村における市町村職員や統計調査員の業務の実施状況やオンライン調査の回答状況等について検証するとともに、農林業経営体調査票中に、次回センサスにおけるオンライン調査実施の希望に関する意向を把握する項目を設けることにより、全ての農林業経営体（約173万経営体）を対象に、オンライン調査導入の意向確認を行うなど、今後のオンライン調査の導入範囲の拡大に向けた検討を進めるに当たって、必要な情報を得ることとしている。

イ 農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計について

農林業経営体調査については、家族経営体及び組織経営体の両方が回答する調査事項が設問全体の9割程度を占めていることなどを踏まえ、経営体の種類別に調査票を分割することはせず、共通の調査票により実施し、農林業経営体全体を一体的に把握することとしているが、2015年センサスの調査票の設計に当たっては、経営体の形態の差異を踏まえ、以下の対応を行うこととしている。

- ① 報告者の誤記入を防止するため、家族経営体及び組織経営体の両方が回答する設問を調査票の冒頭に集中的に配置すること。
- ② 家族経営体又は組織経営体のみが回答する設問については、記入漏れ等がないよう視認性を高めるため、色彩等について工夫すること。
- ③ 記入のしやすさの向上を図るとともに、誤記入を防止するため、調査票全体について、適宜注意書きを盛り込むとともに、設問の流れに留意した順序の見直しを行うこと。

ウ 国勢調査の調査区情報を活用できるよう検討することについて

国勢調査の調査区情報の活用について、農林水産省は、平成11年度以降、省内に研究会を設けることなどにより、農林業センサスと国勢調査の結果データのリンケージを目的として、農業集落と国勢調査基本単位区の地域範囲の照合状況の確認など様々な取組を行ってきたが、両地域範囲を合致させることを前提にしたデータリンケージは困難であるとの結論に至った。

そのため、個々の農林業経営体の情報を国勢調査の地域メッシュ（電子地図）別に集計することにより、農林業センサスの結果と国勢調査の地域メッシュ統計をリンケージした小地域別のデータセットの作成作業を進めているところである。今後は、農業集落情報と地域メッシュ統計のデータリンケージについても検討することとしている。

- (2) OCR対応調査票への変更については、農林水産省は、平成22年度の農林水産省行政事業レビューにおける指摘も契機となっていると説明している。
- (3) 今般の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県等の地域においては、津波や東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、農林業にも大きな被害が生じており、このような状況にも配慮した実施が求められている。

2015 年農林業センサスの概要

調査の概要

調査の目的：我が国の農林業・農山村の実態を明らかにし、農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備する。

調査の周期：1950 年以降、5年周期で実施しており、2015 年調査は第 14 回目に当たる。

調査日：2015 年2月1日現在

調査の対象：

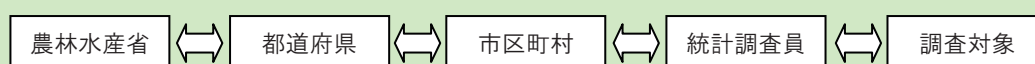
| | | |
|------------------|-------|----------------------|
| ・農林業経営体調査票 | 173 万 | 経営体 |
| ・農山村地域調査票(市区町村用) | 1,900 | 市区町村(政令指定都市の行政区を含む。) |
| ・農山村地域調査票(農業集落用) | 14 万 | 農業集落 |

主な調査事項：

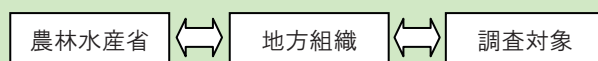
- ・農林業経営体調査票
世帯の状況、経営耕地・保有山林面積、農業労働力、農畜産物の生産状況、家畜の飼養状況、農林産物の販売、農林業作業の受委託の状況 等
- ・農山村地域調査票(市区町村用)
総土地面積、森林・林野面積 等
- ・農山村地域調査票(農業集落用)
農業集落の概況、農業集落内での活動状況、農業集落の立地条件 等

調査の流れ：

- ・農林業経営体調査票



- ・農山村地域調査票(市区町村用)

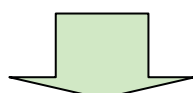


- ・農山村地域調査票(農業集落用)



利活用状況：

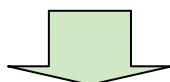
- ・農林行政の推進に必要な基礎資料として利用されるとともに、各種統計調査の母集団として利用
- ・地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に基づく普通交付税や農業委員会の事務経費に係る交付金などの財政支出の算定基礎資料として利用



近年の重要課題（新たなニーズ）

2015年農林業センサスにおいては、食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)や森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)に基づく農林行政に係る諸施策の推進及び調査の効率的かつ円滑な実施の観点から、調査方法等について所要の見直しを行う。

- 農林業の基本構造や農山村の現況についての実態把握の充実
- 地方公共団体の実査体制の状況を踏まえた調査の効率的かつ円滑な実施



2015年農林業センサスのポイント

〔農林業の基本構造や農山村の現況についての実態把握の充実〕

- 農業経営のために雇用した年齢階層別人数、6次産業化(注)に関する事業(農産物の加工、観光農園等)の売上高等の把握(農林業経営体調査票)

(注)「6次産業化」とは、農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促すものである。

- 東日本大震災を踏まえ、激甚災害の指定の必要性を検討する際に必要なデータの精度向上等の観点から、作物の作付け(栽培)面積の把握区分について、従来の作物の種類(野菜類、果樹類等)別から品目別(トマト、温州みかん等)に細分化(農林業経営体調査票)
- 農業集落の中心地から最寄りの生活関連施設(役場等)までの所要時間、農業集落内での活性化のための各種の活動状況(自然環境の保全等)の把握(農山村地域調査票(農業集落用))

〔地方公共団体の実査体制の状況を踏まえた調査の効率的かつ円滑な実施〕

- 入力作業の負担軽減等を図るため、農林業経営体調査においてOCR(光学式文字読取装置)対応調査票を導入
- 報告者の利便性の向上を図り、調査票の円滑な提出を促進するため、農林業経営体調査において、従来の調査員調査に加え、オンライン調査を導入
- 農林業や農山村地域に精通した統計調査員の確保が困難になりつつある実情を踏まえ、従来、農林業経営体調査と同一であった農山村地域調査の実施時期について、農林業経営体調査終了後に変更

「諮問第 12 号の答申 2010 年世界農林業センサスの計画について」
(平成 21 年 1 月 19 日付け府統委第 6 号)における今後の課題

2 今後の課題

- (1) 「農林業経営体調査」におけるインターネットを利用した申告も可能とする措置については、農林業経営体の大部分を占める農家におけるインターネットの利用状況を踏まえると、今回センサスでは対応しないことはやむを得ない。
しかしながら、農家におけるインターネットの利用動向を踏まえ、「農林業経営体調査」について、今後、インターネット申告の併用を可能とすることを検討する必要がある。
- (2) 農業においては、食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月閣議決定）に基づき、営農組織の法人化が推進されている。
生産構造及び経営構造の違いから、個人形態の農林業経営体と法人形態の農林業経営体とでは、把握すべき事項に相違するものがある。
このような観点から、同じ法人形態の農林業経営体であっても、株式会社等の会社形態のものと家族経営のものとは、その構造に差異があることを考慮しながら、「農林業経営体調査」について、農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討する必要がある
- (3) 農林業センサスにおける「農業集落」は、「農林業経営体調査」の基本的な地域単位として、かつ、「農山村地域調査」の属地的な調査範囲として位置付けられている。この「農業集落」は、農業生産面と生活面が一体となって農業上形成された地域社会を基礎として、農林水産省が市区町村と協議し、調査の地域単位として設定しているものである。
2010 年農林業センサスでは、農林業の活動や地域コミュニティ活動などの集落機能を把握することとしているが、今後、社会的なインフラなど、農業集落としての機能を維持する上で有用な情報を利用するため、国勢調査の調査区情報などを活用できるよう、検討する必要がある。

農林業センサス結果の利用状況

行政上の施策への利用等

1 総務省の地方交付税算定における利用

地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に基づく普通交付税算定の際、農業行政費（経常経費、投資的経費）の算出資料として農家数、経営耕地面積、農業生産法人等を、また、林野行政費（経常経費、投資的経費）の算出資料として林野面積を利用

2 農林水産省の各種農林業施策・制度設計における利用

- ① 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に基づく農業委員会の事務経費に係る交付金算定の基礎資料として、農家数及び経営耕地面積を利用
- ② 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）に基づく協同農業普及事業に係る交付金算定の基礎資料として、基幹的農業従事者数及び経営耕地面積を利用
- ③ 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づく指定有害動植物の発生予察事業への協力や病虫害防除所の運営に係る交付金算定の基礎資料として、農家数、経営耕地面積、飼料用作物だけを作った畑及び畑の牧草専用地面積を利用
- ④ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく林業普及指導事業に係る交付金算定の基礎資料として、林業経営体（家族経営体）の林業従事日数別経営者数（世帯員を含む。）、林業経営体の保有山林面積規模別経営体数、雇われて 150 日以上林業労働に従事した者数等を利用
- ⑤ 中山間地域等直接支払制度の対象地域及び対象農地の基準として、経営耕地面積、耕作放棄地面積及び林野面積を利用
- ⑥ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）に規定される特定農山村地域の設定基準として、農林業従事者数、総土地面積及び林野面積を利用
- ⑦ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に規定される山村の設定基準として、総土地面積及び林野面積を利用
- ⑧ 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づく食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）に基づく森林・林業基本計画の策定の際の基礎資料として利用
- ⑨ 食料・農業・農村基本法に掲げた基本理念である、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興並びに森林・林業基本法に

掲げた基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に向けた農林業施策の企画・立案の際の基礎資料として、調査結果全般を利用

⑩ 農林水産省において、税制改正要望事項を取りまとめる際の基礎資料として利用

⑪ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づき農林水産省で実施している政策評価において、目標の設定及び実績の把握に販売農家や法人経営等の経営耕地面積を利用

食料・農業・農村白書における利用

食料・農業・農村基本法に基づき、国会に提出される食料・農業・農村白書作成の基礎資料をはじめ、白書データによる長期的動向の整理のため、調査結果全般を利用

各種統計調査の母集団等としての利用

農業構造動態調査、新規就農者調査、農業経営統計調査、林業経営統計調査、生産者の米穀在庫量調査、作物統計調査、特定作物統計調査、畜産統計調査、農業・農村の 6 次産業化総合調査、産業連関構造調査、容器包装利用・製造等実態調査、法人土地基本調査及び法人建物調査の母集団として利用

また、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計である国民経済計算の推計の際、農家戸数等のベンチマークとして農家数等を利用